

## 光市病院局公告第6号

医師住宅等家屋除去等業務について、一般競争入札に係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

令和4年8月10日

光市病院事業管理者 桑 田 憲 幸

### 1 事業概要等

#### (1) 業務名

医師住宅等家屋除去等業務

#### (2) 業務内容

木造家屋5棟、車庫2棟について除却等（家屋解体、整地、発生材運搬及び処分等）を行う。

#### (3) 業務期間

契約日から60日間

#### (4) 業務場所

住居表示：光市虹ヶ浜2丁目15番14号（家屋4棟、車庫1棟）

光市虹ヶ丘2丁目14番20号（家屋1棟、車庫1棟）

### 2 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 過去5年間に延床面積100㎡以上の木造家屋の解体の実績があること。

(2) 光市内に主たる事業所（本社）を有すること。

(2) 税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

の規定により入札制限を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

### 3 申請方法

4に掲げる書類を、光市立光総合病院総務課に提出すること。様式は当院ホームページ（<http://hikari-hosp.jp/>）から入手すること。

審査後、入札参加については、別途「一般競争入札参加資格確認通知書」で通知する。

### 4 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 会社概要調書（家屋の解体実績が判るもの）
- (3) 使用印鑑届（原本）
- (4) 委任状（原本）

ア 入札契約等を支店長、営業所長等に委任するときは、支店長等委任状

イ 代理人に入札書、見積書等の提出を委任するときは、代理人委任状

## 5 申請書類提出期限

- (1) 令和4年8月22日（月）午後5時までとする。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

## 6 質問の方法

本契約及び入札に関する質問は、質問書提出によること（電子メール）。  
質問書提出後に電話で質問書到着の確認を行うこと。

電話番号 0833-72-1001

電子メール [hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp](mailto:hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp)

質問書の提出期限は、令和4年8月17日（水）午後5時までとする。

質問の回答は、令和4年8月19日（金）までに、質問内容と併せて当院ホームページで回答する。

## 7 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年8月29日（月）10時
- (2) 入札場所 光市立光総合病院1階講堂

## 8 入札保証金

免除

## 9 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 落札価格に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札箱に入れる。入札箱に投函後の書換え、引換え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の内容が予定価格以下かつ最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべきものが2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

## (3) その他

ア 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。